

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、日常の業務遂行の中で、常に社会の一員として企業の社会的責任を全うし、社会的な良識を持って行動することが、当社の企業価値向上に繋がると認識し、最適なコーポレート・ガバナンス体制の整備が必須であるとの認識のもと、内部統制システムの整備をはじめ、その充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社YSY	800,000	35.27
松井 信博	120,000	5.29
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	110,300	4.86
志村 英樹	109,200	4.81
松下 明義	91,000	4.01
イノベーション・エンジンPOC第2投資事業有限責任組合	84,000	3.70
松井 太	80,000	3.53
大阪商工信用金庫	62,000	2.73
ナカザワホールディングス株式会社	50,000	2.20
上田八木短資株式会社	47,900	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・2025年8月1日から本報告書提出日現在までの新株予約権の行使による影響は反映しておりません。

・本報告書提出日現在までに、以下の大量保有報告書が公衆の縦覧に供されております。

2024年6月11日付 株式会社YSYによる大量保有報告書

2024年6月11日付 松井 信博による大量保有報告書

2025年7月15日付 志村 英樹による大量保有報告書

2025年7月30日付 松下 明義による大量保有報告書

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松吉 三郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松吉 三郎	○	-	松吉三郎氏は、上場企業及び同子会社の役員を歴任し、高い見識を有していることから、社外取締役としての大所高所の意見を頂くことで、経営体制の強化が出来ると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役会、会計監査人及び内部監査担当者からなる三様監査を開催しております。三様監査では、監査役会、会計監査人及び内部監査担当者より監査計画と職務の遂行状況ならびにその結果について報告を行い、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。内部監査担当者には会計に関する事項及び内部牽制に関する事項について、会計監査人との意見交換の場を設け、会計監査人の見解を聴取するとともに、必要に応じて意見を申し述べ、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

[illegible]

寺田 明日香 (戸籍上の氏名: 西迫 明日香)	弁護士																			
-------------------------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
喜田 仁志	○	-	喜田仁志氏は、社内事情に精通しており、重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取をし、取締役会や監査役会で共有することを通じて監査役による監査の実行性を高めております。常勤監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
田川 裕一	○	-	田川裕一氏は、公認会計士及び税理士の専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適格性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
寺田 明日香 (戸籍上の氏名: 西迫 明日香)	○	-	寺田明日香氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の社内事情にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもって監査を遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬に加え、連結会計年度の業績結果に基づき業績連動報酬を支給しております。また、当社の継続的な成長及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社の社内取締役、従業員及び子会社従業員に対して、継続的な成長及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び社外役員の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、各取締役の報酬額について、取締役の業務に対する意欲を高め企業価値の持続的向上を図ることを目的に、事業計画の達成だけでなく、中長期的な目線での当社への貢献も考慮し、各取締役の報酬等を決定できるよう役員報酬に関する内規を取締役会で定めております。内規の内容は以下のとおりです。

基本報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されます。業績連動報酬部分については、役員賞与を導入しており、連結の税金等調整前当期純利益を事業計画と比較した場合の割合を指標とするほか、各取締役が管掌する部署の実績、部下の育成、取締役会やその他会社全体への貢献度を加味して決定しております。
なお、社外取締役及び社外監査役は業務執行から独立した立場であり、経営への監査監督機能を重視することから、業績連動報酬は適用せず、固定報酬を支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する独立した部署や専従の使用人は配置しておりませんが、取締役会の日程調整や議案の事前送付等は経営企画部が対応しております。取締役会、監査役会の開催に際して事前に議題や必要資料を社外取締役及び社外監査役に送付し、必要に応じて事前に説明することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a)取締役・取締役会

取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成されており、議長は代表取締役社長であります。定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、原則として監査役3名(うち、社外監査役3名)全員の出席の下、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

(b)経営会議

経営会議は、社外取締役を除く取締役4名と常勤監査役1名で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに、取締役会の議案と報告事項の審議や、各取締役の業務執行状況の報告を行っております。

(c)監査役会

監査役会は、社外監査役3名(うち、常勤監査役1名)で構成されており、議長は常勤監査役であります。定例監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会及び各部門等から適宜業務の執行状況を聴取し、重要な決裁文書や財務諸表等を閲覧する等して調査を行い、また常勤監査役は重要な社内会議に出席する等して、取締役の職務執行の適法性を監査しております。

(d)内部監査

内部監査については、社長直轄の内部監査担当者を3名置き、監査計画に基づき1年で関係会社を含む全部署を監査し、業務活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導又は助言等を行っております。また、内部監査担当者は会計監査の一環として金融商品取引法に定める財務報告の適正性の評価を実施しております。

(e)会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

(f)リスク・コンプライアンス委員会

法令遵守の徹底を図るため、3ヶ月に一度開催しております。経営企画部を事務局とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して、グループ全体の法令遵守の状況を把握し、また、リスク管理に関する標準的な事項を定め、リスク発生の防止と適切な対応を行って損失の最小化を図り、必要に応じてその内容を取締役に報告し、事業活動の適法性の確保に努めております。構成員は全役員であり、議長は経営企画部長であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性の確保・経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、上記体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監督を行っており、社外取締役(1名)及び社外監査役(3名)による客観的、中立的な立場からの助言により監督体制の強化を図っております。また、リスク・コンプライアンス委員会の設置等により、経営監視機能を充実させております。これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であると考え、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送及び発送前Web開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算のため、定時株主総会の開催は毎年8月としており、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ、作成・公表しておりませんが当社コーポレートサイトのIRページに作成次第公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成をふまえ、個人投資家向け説明会の開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成をふまえ、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催を検討いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成をふまえ、海外投資家向け説明会の開催を今後検討いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトのIRページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社の情報を開示することが健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、当社もその一員として常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底することが重要である。」と考えております。 この基本方針を具現化させるためには、社内管理体制の充実に努め、法令等に基づき業績及び財務内容に関する情報を速やかに開示し、株主や投資家の皆様に信頼していただける企業を目指してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するため、内部統制システムの基本方針を定めております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
- (b) 当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。
- (c) 監査担当者等は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取締役及び監査役に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。
- (b) 取締役及び監査役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- (b) 経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、経営企画部担当役員を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
- (c) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- (b) 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (c) 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、各部門に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有並びに協議を行う。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社を管理する主管部門長を「関係会社管理規程」において、当社の営業部門に関連する内容を業とする関係会社は営業本部長が、当社の管理部門に関連する内容を業とする関係会社は管理部長と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、それぞれの本部長、部長は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、各社の議事等を通じて、当社及び当社の子会社全体の業務の適正な遂行を確保できるようにする。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社の子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践していくため、「企業倫理行動規範」を当社のみならず当社の子会社においても適用し、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。
監査担当者等は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査役に報告する。

f 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得たうえでなければ取締役会で決定できないものとする。また、監査役補助者の評価は監査役が独自に行うものとする。
- (b) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務してはならない。
- (c) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

g 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する体制を整備する。
- (b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供する。
- (c) 監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

(d)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(b)内部監査の監査担当者等は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、取締役及び使用人の意識向上を図るとともに、「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力調査マニュアル」を定め、取引先の選定にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力及び団体との無関係性を確認しております。

また、反社会的勢力及び団体に対処するにあたっては、所轄警察署、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

その他

1.買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー図を参考資料として添付しております。

